

新規肥満症治療薬 “ウゴービ” の扱いについて

厚生労働省 最適使用ガイドラインにより下記の規定が設けられています、

1 ウゴービでの治療の対象となる条件

下記の①、②を両方とも満たす方が治療対象となります。

① 高血圧、脂質異常症、2型糖尿病のいずれか **1つ以上の薬を服用**している

(初診時にお薬手帳、もしくは現在治療されている薬の詳細がわかる書類が必要です。)

① + ② **BMI が 35 kg/m²以上**の方が対象

もしくは **BMI が 27 kg/m²以上あり 2つ以上の肥満症に関連する健康障害** (下記記載の 11 疾患の内 2つ以上) を有する方。

(1)耐糖能障害 (2) 2型糖尿病・耐糖能異常など (2) 脂質異常症 (3) 高血圧 (4) 高尿酸血症・痛風 (5) 冠動脈疾患 (6) 脳梗塞 (7) 非アルコール性脂肪性肝疾患 (8) 月経異常・不妊 (9) 閉塞性睡眠時無呼吸症候群・肥満低換気症候群 (10) 運動器疾患 (11) 肥満関連腎臓病

2 治療開始への条件

① ウゴービ開始までに、医師の診察、栄養指導や運動指導を **当センターでの初診から薬物治療開始までに最低でも 6ヶ月間を要**します。(他院での治療はカウントされません)

② ウゴービ開始後も、**2ヶ月に1回以上の医師の診察、栄養指導が必要**です。

③ 投与期間は最大 68 週間 (約 1 年半) となります。

